



長野県報

7月24日(木)
平成15年
(2003年)
第1476号

目次

条例

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人事活性化チーム）	2
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	3
更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例（市町村課まちづくり支援室）	4
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	5
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	5
長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例（調査課）	5

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	5
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	6

告示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課）	8
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）	9
介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定（高齢福祉課）	10
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの事業所の名称等の変更の届出（高齢福祉課）	10
地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定の一部改正（会計課）	15

公告

落札者の決定（人事活性化チーム）	15
一般競争入札（管財課）	16
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	17
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	17
都市計画法に基づく開発行為の工事の完了（4件）（建築管理課）	17

本号で公布された条例のあらまし

◇長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 雇用保険法の一部改正により失業等給付の名称が変更されたこと等に伴い、同法を引用する失業者の退職手当の規定について所要の改正を行います。
- この条例は、公布の日から施行します。

◇長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 地方税法の一部改正に伴い、次のように改正するほか、所要の改正を行います。
 - 個人の県民税
商品先物取引に係る課税の特例の対象に有価証券先物取引等を加えるとともに、税率を1.6%（現行2.0%）に引き下げます。
 - 不動産取得税

特殊法人が独立行政法人に移行することに伴い、所要の改正を行います。

2 この条例は、平成15年10月1日から施行します。ただし、上記1の(1)については、公布の日から施行します。

◇更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第47号）

1 更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町の合併に伴い、次の条例について市町の名称を改めるなど所要の改正を行います。

家畜保健衛生所の設置に関する条例

労政事務所の設置に関する条例

地域農業改良普及センターの設置に関する条例

一般職の職員の給与に関する条例

児童相談所条例

勤労者福祉施設条例

保健所条例

長野県流域下水道条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例

長野県ガス供給条例

県営水道条例

高等学校設置条例

養護学校設置条例

長野県立歴史館条例

長野県警察の組織に関する条例

2 この条例は、平成15年9月1日から施行します。

◇長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 古物営業法の一部改正により古物競りあっせん業者の業務の実施方法について認定制度が設けられたことに伴い、認定手数料の額（17,000円）を定めます。

2 この条例は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 長野市内において道路の区域の決定及び変更があったことに伴い、午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情がある地域について所要の改正を行います。

2 更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町の合併に伴い、店舗型性風俗特殊営業の禁止地域等について所要の改正を行います。

3 この条例は、公布の日から施行します。ただし、上記2については、平成15年9月1日から施行します。

◇長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例（条例第50号）

1 平成17年3月31日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における長野県議会の議員の選挙区について、現在の長野県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとしました。

2 この条例は、平成15年9月1日から施行します。



長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田中 康夫

長野県条例第45号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同

条第11項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 職業に就いた者 就用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

第10条第11項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同条第13項中「又は第4号」を削り、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項中「第10条の3」を「第10条の4」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「第5号から第7号」を「第4号から第6号」に改め、「、再就職手当」を削り、「常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退

職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号のイに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号のロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係るこの条例による改正後の長野県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第10条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から附則第5項までに定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例第10条第11項第4号及び第14項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第11項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の長野県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第10条第11項第4号及び第5号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前にした偽りその他の不正行為によって新条例第10条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部若しくは一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

5 新条例第10条第16項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帶して新条例第10条第16項の規定により例によることとされる雇用保険法第10条の4第2項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

6 附則第2項から前項までの場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）第1条の規定による改正前の雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第11項まで、第15項及び第16項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

7 附則第2項、附則第3項及び前項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第10条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、人事委員会規則で定めるところによる。

8 附則第2項、附則第3項及び附則第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が平成15年5月1日から施行

日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第10条第11項第4号又は第5号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、人事委員会規則で定めるところによる。

9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第10条の規定により支払われた退職手当は、附則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事活性化チーム

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第46号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第13項中「緑資源公団が緑資源公団法（昭和31年法律第85号）を「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）に、「第18条第1項第7号イ」を「第11条第1項第7号のイの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。第40条の12の7第1項及び第2項において「旧農用地整備公団法」という。）第19条第1項第1号のイ」に改める。

第40条の12の7第1項中「土地改良区又は緑資源公団」を「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」に、「緑資源公団法第22条の4第2項」を「独立行政法人緑資源機構法第16条第2項若しくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項」に改め、同条第2項中「緑資源公団法第22条の4第2項」を「独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項」に改め、同条第3項中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に改める。

附則第3条を削り、附則第3条の2を附則第3条とする。

附則第11条の3の見出し中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第1項中「平成14年度から平成16年度までの各年度分の個人の県民税に限り」を「当分の間」に、「附則第18条の3第1項」を「附則第18条の7第1項」に、「商品先物取引」を「先物取引」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同条第2項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附則第13条の3第1項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、附則第3条を削り、附則第3条の2を附則第3条とする改正規定及び附則第11条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正前の長野県県税条例附則第3条の規定は、平成16年度分までの個人の県民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法第8条の5」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第8条の5」とする。

3 この条例による改正後の長野県県税条例附則第11条の3の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成15年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

税務課

更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第47号

更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(家畜保健衛生所の設置に関する条例の一部改正)

第1条 家畜保健衛生所の設置に関する条例（昭和27年長野県条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県長野家畜保健衛生所の項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

(労政事務所の設置に関する条例の一部改正)

第2条 労政事務所の設置に関する条例（昭和31年長野県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県北信労政事務所の項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

(地域農業改良普及センターの設置に関する条例の一部改正)

第3条 地域農業改良普及センターの設置に関する条例（昭和33年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県長野農業改良普及センターの項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第7中「更級郡大岡村」を「更級郡」に改め、同表の備考中「平成5年7月1日」を「平成15年9月1日」に改める。

(児童相談所条例の一部改正)

第5条 児童相談所条例（昭和39年長野県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県中央児童相談所の項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

(勤労者福祉施設条例の一部改正)

第6条 勤労者福祉施設条例（昭和42年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表及び第9条の表中「埴科郡戸倉町」を「千曲市」に改める。

(保健所条例の一部改正)

第7条 保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の表中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表第1の長野県長野保健所の項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

(長野県流域下水道条例の一部改正)

第8条 長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「更埴市公共下水道 戸倉町公共下水道 坂城町公共下水道 上山田町公共下水道」を「千曲市公共下水道 坂城町公共下水道」に改める。

(長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部改正)

第9条 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に改める。

別表第1中「更埴市、更級郡上山田町、」を「千曲市及び」に改め、「及び同戸倉町」を削る。

別表第3中「更埴市、佐久市」を「佐久市、千曲市」に改め、「更級郡上山田町、埴科郡戸倉町」を削る。

(長野県ガス供給条例の一部改正)

第10条 長野県ガス供給条例（昭和46年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「更埴市、佐久市」を「佐久市、千曲市」に改め、「更級郡上山田町、埴科郡戸倉町」を削る。

(県営水道条例の一部改正)

第11条 県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「更埴市、更級郡上山田町、」を「千曲市及び」に改め、「及び同戸倉町」を削る。

(高等学校設置条例の一部改正)

第12条 高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県屋代高等学校の項及び長野県屋代南高等学校の項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

(養護学校設置条例の一部改正)

第13条 養護学校設置条例（昭和39年長野県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「更埴市」を「千曲市」に改める。

(長野県立歴史館条例の一部改正)

第14条 長野県立歴史館条例（平成6年長野県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「更埴市」を「千曲市」に改める。

(長野県警察の組織に関する条例の一部改正)

第15条 長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県長野南警察署の項中「のうち大岡村」を削り、同表の長野県更埴警察署の項を次のように改める。

長野県千曲警察署	千曲市	埴科郡 千曲市
----------	-----	---------

附 則

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

市町村課まちづくり支援室

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第48号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定による古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定

認定手数料 17,000円

附 則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成14年法律第115号）の施行の日から施行する。

生活安全企画課

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第49号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「県道長野豊野線、一般国道19号線」を「市道長野中央通り、一般国道19号」に、「及び一般国道406号線」を「、一般国道406号（市道長野西234号線との交差点から市道長野西64号線との交差点までの区間に限る。）及び市道長野西64号線」に改める。

別表第2及び別表第3中「更埴市 佐久市」を「佐久市 千曲市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は、平成15年9月1日から施行する。

生活安全企画課

長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第50号

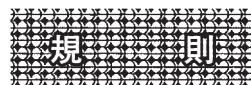
長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成15年9月1日から平成17年3月31日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における長野県議会の議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第15条第1項の規定により、当該合併の日から当該合併の日の直前の一般選挙により選挙された長野県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

調査課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第44号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第60条の2第2項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

第66条の3中「第70条の4第5項」を「第70条の4第6項」に改める。

第66条の4第1項中「第70条の4第14項」を「第70条の4第15項」に改める。

第66条の5中「第70条の4第21項」を「第70条の4第22項」に改める。

様式第88号の3中「農業者年金基金法」を「独立行政法人農業者年金基金法」に改める。

様式第88号の5中「第70条の4第7項」を「第70条の4第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

税務課